

電話聞き取り報告書

債権者代理人 弁護士 柳原 敏夫



私は、2011年10月31日午前11時半ころ、文部科学省の初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室の猪野氏と電話で話し、区域外への学校ごとの移転についての判断権者やその手続について法令の根拠を質問したところ、下記のような回答を得ましたので報告いたします。

記

私：福島老朽原発を考える会（フクロウの会）では本年6月16日に文科省に行き、学校の20ミリシーベルト基準の撤回要求署名を提出した際に文部科学省の渡辺格次長らと折衝したが、その中で、文部科学省側から、学校の疎開は学校長と設置者の判断で可能という回答があったとブログ（本報告書の別紙として添付）に書かれている。区域外へ学校ごとの移転は国の判断ではなく、学校長と設置者の判断ができるというのはどの法令に根拠があるのか、教えていただきたい。

判断権者について

猪野氏：小学校の設置については、学校教育法38条に、

「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。」（中学校の設置は同法49条で本条を準用）

とあり、ここには、設置場所が区域内でなければならないとまで定めていない。

従って、市町村は、その判断で、区域外で小学校の設置が必要と判断すれば区域外に設置することができる。つまり、学校ごとの移転は国の判断ではなく、学校長と設置者の判断ができるというのは学校教育法38条にその根拠がある。

今回の福島原発事故では、既に、区域外への学校ごとの移転を市町村（学校設置者）の判断で実施しているケースがある。

移転の手続について

猪野氏：もし市町村（学校設置者）の判断で、区域外に学校ごとの移転が必要と判断した場合には、次の学校教育法施行令 25 条に基づき、

「第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- 三 名称又は位置を変更しようとするとき。
- 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 五 二部授業を行おうとするとき。」

市町村の教育委員会は都道府県の教育委員会に届け出る必要がある。但し、それは届出という手続であって、県の同意ではない。

さらに、区域外に学校ごと移転を行う場合、地方自治法第 244 条の 3 の規定によると移転先の市町村と協議することが必要のように読めるが、もし移転先の児童生徒も学校で受け入れる体制を取るならば移転先の市町村との協議が必要だが、そういうでない限りこの協議は不要である。

以 上

最近のコメント

大きな木 on 【157】【大至急】福島市渡利の子どもたちを守れ！【緊急署名】

大きな木 on 【157】【大至急】福島市渡利の子どもたちを守れ！【緊急署名】

安淳徳 on 【164】11月5日【避難の権利集会in東京】文京区民センターへ

佐藤 至子 on 【157】【大至急】福島市渡利の子どもたちを守れ！【緊急署名】

まり on 【福島原発震災(31)】浜岡原発が危ない！

千葉 秀岳 on 【福島原発震災(29)】農水省の水田放射能調査…深く掘って値を小さくしている！

トッシーズ on 【福島原発震災(107)】宮城県でも活動開始—子どもたちを放射能から守るネットワーク

大きな木 on 【お知らせ】

拡散希望 on 【お知らせ】

吉田 on 【152】「自主」避難者の補償に赤信号！10月3日院内集会があります！

カテゴリー

国との交渉

女川ブルサーマル

玄海ブルサーマル

福島ブルサーマル

福島原発震災

福島県知事へのメッセージ

福島1~2電源喪失事故

福島1~5制御ケーブル外し

集会案内

【福島原発震災(105)】避難の判断となる積算線量に内部被ばく考慮せず…14日文科省に20ミリ撤回署名第二段提出交渉

■6月16日、文科省に20ミリ撤回要求署名(第2段)を提出し、1時間ほど、渡辺次長と折衝し、以下のことを確認しました。

・学校の校庭の基準である20ミリシーベルトは、ICRPの事故収束時の参考レベルである1～20ミリシーベルトの上限値、避難区域の設定の基準となっている積算線量20ミリシーベルトは、ICRPの緊急時の参考レベルである20～100ミリシーベルトの下限値を用いた。

・いずれも法的根拠はない。政府の考え方を示したものだ。公衆の年間線量限度1ミリシーベルトという基準も事業者に対して課すものであり、すべてが被害者となっている今回の学校のようなケースには適用されない。法的に適用できる基準は何もない。

・ICRPの参考レベルは、内部被ばくも含む数値か…そうだ。今出している積算線量は外部被ばくだけか…そうだ。内部被ばくを考慮しないのはなぜか……

・給食のモニタリングを行わないのはなぜか…市場には、暫定基準値を下回っている食材が出回っており、それを調達しているから問題ない…暫定基準値では、セシウムとヨウ素だけで7ミリを超えるではないか……

・ダストの吸い込みによる内部被ばくの評価について、ダストサンプリングによるチェックはしたのかと聞くと、ダストサンプリングを行ったが検出されなかった、ホコリが舞っていないときにやったからかもしれないとの回答。

・夏休みの前倒しは校長の判断、疎開は校長と設置者(小中学校なら市町村教育委員会)の判断で可能。

・江東区や流山市が3.8マイクロ以下なら大丈夫としている件については、通知は法的な義務があるものではなく、他県で参考にしてもらって構わないが、1ミリを目指すという考え方方が伝わっていないのであれば問題だ、HPを見ておくと。

2011.06.16 福島原発震災 固定リンク

2

« 【福島原発震災(104)】再度お願い！避難・疎開の促進・法定1ミリシーベルト順守の署名拡散を！ | トップページ | 【福島原発震災(106)】山下俊一氏解任を求める県民署名スタート »

【福島原発震災】カテゴリの記事

【福島原発震災(105)】避難の判断となる積算線量に内部被ばく考慮せず…14日文科省に20ミリ撤回署名第二段提出交渉 (2011.06.19)

【165】政府交渉:渡利の子どもたちを守れ！:子ども・妊婦の避難に予算措置を求める(2011.10.28)

【164】11月5日【避難の権利集会in東京】文京区民センターへ(2011.10.25)

【163】自主避難者が原賠密で意見陳述-大きな前進(2011.10.21)

【162】自主避難者の声を原賠密／東電に提出～20日に自主避難者による陳述(2011.10.19)

コメント

コメントを書く

名前:(必須)

メールアドレス:(必須)
(ウェブ上には掲載しません)

アドレス(HREF)(任意)